

障障発 1 1 2 2 第 2 号  
平成 30 年 11 月 22 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）については、法第 4 条及び第 9 条に基づき、貴都道府県内の各部局、出先機関、所管地方独立行政法人等及び管内市区町村に同法に基づく取組を実施いただいているところです。

今般、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定。以下「障害者雇用基本方針」という。）において、「障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進」を含む「国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大」に向けた取組が盛り込まれたことを受け、厚生労働省職業安定局長から各都道府県知事宛及び各都道府県労働局長から各市区町村機関宛並びに総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室長から各都道府県総務部長又は各指定都市総務局長宛に「（取組について、各団体の）実情に応じ、基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずる」よう通知されたところです。

また、今後、厚生労働省においても、障害者雇用基本方針を踏まえ、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供するとされたところであり、国、地方公共団体等の取組状況の詳細を把握、整理した上で、国等の取組を進めるに当たって参考となる情報を、厚生労働省ホームページ等を通じて順次発信していく予定です。

については、各都道府県、指定都市、中核市の障害者優先調達推進法担当部局におかれても、障害者雇用基本方針の内容を御承知いただき、法に基づく取組を引き続き推進していただくとともに、貴管内市区町村、関係部局等への周知もお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(別添資料)

- ・ 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）（抄）
- ・ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」について（平成 30 年 11 月 13 日付け職発 1113 第 1 号）
- ・ 地方公共団体における障害者雇用の促進等について（平成 30 年 11 月 13 日付け総行女第 19 号）（別添 1～3、5 省略）